

令和元年9月30日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会
会長 神尾 真知子

性の多様性が尊重される社会の実現に向けた「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正の考え方について（答申）

平成31年4月26日付け目総権第133号で意見を求められた標記の件について、本審議会では審議した結果、下記の結論に達しましたので、答申いたします。

記

- 1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（以下、「本条例」という。）は、男女間の差別や格差をなくし、あらゆる分野に共同参画できる社会を目指すという理念の下で制定されたものであるところ、目黒区の社会状況を踏まえると、性的指向や性自認に基づく差別を解消し性の多様性が尊重される社会を実現することは、男女が平等に共同参画する社会を実現することと同様に、重要な政策課題であり、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて本条例を改正することは必要である。
- 2 前項の条例改正において、目黒区においても、区民が、性的指向や性自認に起因し、「教育」や「就労」等の様々な場面で、多くの困難に直面しているという現状認識のもとに、解消すべき差別が、性的指向及び性自認に基づく差別であり、このような差別の解消が目黒区の政策課題であることを明確にするとともに、より具体的に、区民が直面する困難の解消のための政策の実現に向け、本条例で定める推進施策、特に男女平等・共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の内容として、具体的な取組みにつながるような条項を定める必要がある。
- 3 本条例が従来より政策課題としている男女が平等に共同参画する社会を実現することは、現在においても依然として重要な政策課題であり、この政策課題のための施策を停滞ないし後退させないために、第1項の条例改正においては、「男女間の平等」の問題と「性の多様性」の問題を明確に区別して規定する必要がある。
- 4 第1項の条例改正において、本条例の名称によって条例の内容を分かりやすく表すことは重要なことであり、次の名称を提案する。
「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」

答申の理由

1 はじめに

目黒区は、平成 14 年に東京 23 区で初となる本条例を制定するとともに、本条例に基づき、平成 16 年に推進計画を定め、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によってその能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画する社会を実現するため、様々な施策を展開してきた。

推進計画は、平成 16 年に策定後、平成 23 年、平成 28 年と改定を重ね、現在は平成 28 年度～令和 2 年度の第 3 期目である。本審議会は、計画の策定・改定に当たっては、国際社会の動向や、国内の法令の動きを見据え、国・都の計画との整合を図りつつ、社会状況の変化に対応して求められる新たな施策についての答申を行い、目黒区が常に先進的な取り組みを行う自治体であるべく、力を尽くしてきた。平成 28 年の計画改定の答申の際には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（女性活躍推進法案）」提出の動きや、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正を踏まえた答申を行うとともに、性的マイノリティについての理解不足が表面化している社会状況を捉え、「男女が、また男女の枠組みを超えてあらゆるセクシュアリティの人が自分らしく生きていくために、互いに認め合い、尊重し合える社会を目指していくために必要な啓発活動が望まれる」旨を答申し、現行の推進計画において、「多様な性の理解促進」が施策の方向性の一つとして掲げられるに至ったところである。

本審議会は、この度の区長からの諮問を受け、審議会が取り組んできた上記の経緯や、2 に記載の社会的な背景等を踏まえ、性の多様性が尊重される社会の実現に向けた条例改正の考え方について、答申するものである。

2 社会的な背景等

(1) 近年の国や他自治体の動向

平成 26 年に、オリンピック憲章の「オリンピズムの根本原則」において、禁止される差別に「性的指向」が加わり、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「持続可能性に配慮した調達コード」では、性的指向及び性自認に基づく差別の禁止が明記された。また、平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」と記載されるなど、国内外において性の多様性の尊重に向けた取り組みが広がりつつある。

自治体においては、平成 27 年に渋谷区が同性パートナーシップ制度を含む「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、また世田谷区、豊島区等が男女共同参画等に関する条例に性自認・性的指向に係る事項を加えるなどの取り組みが進んでいる。

さらに、東京都は、昨年 10 月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、差別解消の取り組みの推進について区市町村と協力を行うことを定め、基本計画の策定に向けて準備を進めている状況である。

(2) 男女共同参画等の計画における位置づけ

平成 27 年に策定した国の第 4 次男女共同参画基本計画においては、個人が性的指向

や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合等があり、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進めるとしている（第8分野）。

また、都が平成29年に策定した東京都男女平等参画推進総合計画においては、性的少数者への偏見や差別がなくなるよう周知や啓発に取り組むと同時に、適切な相談対応を行っていくこととされている。

目黒区においては、平成27年に策定した目黒区男女平等・共同参画推進計画において、「多様な性のあり方への理解促進」を施策の方向性の一つとして掲げている。また、都内のほぼすべての区で、男女共同参画等の計画に性の多様性に関する事項が盛り込まれている状況である。

(3) 性的指向及び性自認に起因する様々な困難

上記のとおり、様々な取組みが進められる一方、性的指向や性自認の多様性に関する社会的理解は進んでいるとはいえない。LGBT法連合会（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）が公表する「性的指向及び性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」によると、学校生活、就労、医療や福祉等の様々な場面において、性的指向及び性自認に起因する多くの困難が生じている状況にある。

例えば、学校生活においては、侮蔑的な表現によるいじめや、相談できる場所がないことによるメンタルヘルスの悪化など、当事者の自尊感情を深く傷つけ、自死に至る例まで掲載されている。また、就労の場にあっては、自認に基づく性別での就職活動ができないことや、不当に低い評価を受けるなど、就職に当たっての困難や、職場での差別的言動やハラスメントなど多くの精神的苦痛の例が挙げられている。

困難の多くは、周囲の理解不足や偏見、差別的意識に基づくものであり、多様な性のあり方への理解促進に向けた取組みは早急に進めるべき課題である。

(4) 目黒区の状況

令和元年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告によると、自らが性的マイノリティではないかと考えたことのある割合は5.2%、わからないと回答した割合は5.2%、無回答は1.4%となっている。

また、平成30年10月に実施した目黒区人権に関する意識調査によると、性的マイノリティに対する差別について、「多く存在する」「ある程度存在する」と回答した割合は83.5%で、前回調査（平成25年度）の78.0%を5.5ポイント上回っている。さらに、性的マイノリティを理由とする人権問題で特にひどいと思うことという質問では、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」が43.4%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が41.7%となり、必要な取組みについては、「正しい理解を進めるための教育・啓発活動を進める」が56.4%と最も多い。

これらの調査結果からは、上記(3)の困難な状況は、目黒区においても存在する。すなわち、目黒区においても、自らが性的マイノリティではないかと考える区民は一定数存在しており、また、区の取組みの一方で、職場、学校等での嫌がらせやいじめ、就職の際や職場での不利益などの人権侵害があると多くの区民が考えており、教育や啓発活動の一層の推進が求められている状況であることが課題として浮かび上がっている。

以上

<付記>

本審議会においては、本答申に向けて、真剣かつ白熱した議論がなされた。その議論の中で、本答申として決議されなかったが、各委員から出された様々な意見について、参考のために付記する。

- 1 条例の名称に関して、短いほうがよい、しっかりと書き表す方がよい、性の多様性ではなく、より広く「多様性」としてはどうか等、様々な意見が出た。具体的な提案があった名称等は次のとおりである。
 - ・目黒区男女が平等に共同参画するとともに性の多様性を尊重する社会づくり条例
 - ・目黒区ダイバーシティ・マネジメント条例
 - ・目黒区男女が平等に共同参画する多様な社会づくり条例
- 2 男女平等の問題は、主として平等権の問題であり、男女の交替可能性を建前として男女間の格差を解消することを目的とするものであって、そこでは、交替可能性を検討指針とすることができる。これに対し、性的マイノリティの問題は主として自由権（人格的自由）の問題であり、人格権（個人の尊厳）をどのように・どこまで保障すべきかという問題であって、そこでは交替可能性を検討指針とすることはできない。そのため、条例改正にあたり、男女平等に関する規定と性的マイノリティに関する規定は、後者の追加が前者を曖昧なものにし前者に関する施策を停滞ないしは後退させる虞があるので、両者を明確に区別して定めるべきである。
- 3 どの人も差別されないことを言うには、「全ての人」が性の問題に関して差別されないという方向で改正するのが適切ではないか。
- 4 性的マイノリティはまだ偏見が多く存在する段階であり、男女平等とは段階が異なっている。施策では理解促進、意識啓発が中心となるのではないか。
- 5 服装や言葉遣いなどの社会的な性と言われる性表現についても検討してほしい。
- 6 数の問題ではなく女性も社会的弱者である故に性的マイノリティである。女性を含む性的マイノリティのエンパワーメントに繋がる施策を展開する他自治体をモデルとすべきである。
- 7 目黒区の条例は、区民による条例を作る会ができて23区で初めて作られたものであり、関わった区民の想いを尊重し、男女平等の問題に引き続き取り組んでほしい。

目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

(任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

	氏名	肩書・選出団体等	備考
学識経験者	いわた たくろう 岩田 拓朗	弁護士	
	かみお まちこ 神尾 真知子	日本大学法学部教授	会長
	こいで まこと 小出 誠	公益社団法人 日本アドバイザーズ協会 常務理事 ／資生堂ジャパン株式会社 メディア統括部 エグゼクティブマネージャー	副会長
	こばやし ふさこ 小林 富佐子	社会保険労務士	
	やくし みか 薬師 実芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	令和元年5月21日～
	やまだ しょうぞう 山田 省三	中央大学名誉教授	
区内関係団体等	いしづか ひでこ 石塚 英子	目黒女性団体連絡会	
	おおもと いくこ 大本 郁子	目黒区男女平等条例を推進する会	
	かたぶち しげはる 片渕 茂治	公益社団法人 目黒法人会	
	さとう むつこ 佐藤 睦子	目黒区立小学校PTA連合会	
	ひよし かつみ 日吉 勝己	目黒区立中学校PTA連合会	平成31年4月17日～
公募区民	くぼ すずこ 久保 鈴子	区民（公募）	
	とぐち ゆみこ 戸口 由美子	区民（公募）	
	ふくだ たけひこ 福田 雄彦	区民（公募）	
	みやた おさむ 宮田 修	区民（公募）	